

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、全てのステークホルダーの皆様を重視した経営を行い、皆様にご満足いただき、社会に貢献していくことをコーポレートガバナンスの基本方針としています。

この基本に忠実に取り組むため、当社グループは、コーポレートガバナンスの強化並びに経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる経営機構の充実を図ることを目的とし、経営構造改革を継続して推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

実施しない理由の説明が必要となる各原則について、全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、業務提携、営業取引の維持・強化又は金融取引を中心とした事業上の協力関係を維持する目的で政策保有株式を保有しております。ただし、企業価値維持・向上の観点から、保有株式は必要最小限が望ましく、適宜見直しを図ってまいります。

また、政策保有株式に係わる議決権行使については、企業価値向上に資する議案であれば賛成し、企業価値を毀損すると判断した議案については、肯定的な判断を行いません。個々の株式に応じた定性的情報を確認し、総合的な判断が必要になることから、現時点では議決権行使の統一基準は設けておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会決議にて定めた「取締役会規程」など各種規程で決裁基準を明確にしております。

当社と役員との間の競業取引及び利益相反取引については、取締役会の決議事項として明示しております。

主要株主等との取引においては、市場価格や相見積を基に公正妥当な内容にて取締役会や稟議での決裁を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、2015年12月の取締役会において、従来の企業理念を改め、「日本信号グループ理念」とすることを決議し、2016年4月1日より適用しております。

日本信号グループ理念、中期経営計画、決算短信、事業報告、統合報告書など経営状況を示す資料は、自社Webサイトにて開示しております。
(<http://www.signal.co.jp/ir/index.html>)

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、当社コーポレートガバナンス報告書「1. 1基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員報酬は、月額報酬と役員賞与で構成し、月額報酬枠及び役員賞与の総額は、株主総会決議で定めております。

その具体的配分につきましては、取締役の報酬・賞与は、取締役会決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

月額報酬は、職務の内容、社員給与の最高額、会社収益状況、他社の支給基準を勘案のうえ、職位毎に決定いたします。なお月額報酬は、定額の基本報酬と業績に連動する業績給で構成されています。

役員賞与は、業績との連動を強く意識し、取締役及び執行役員を合わせ当期連結経常利益の最大2.5%を支給いたします。社外取締役及び監査役には役員賞与を支給いたしません。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

役員候補者の選定にあたっては、社内・社外の人材で経営を担うに値する高い知見を持った人材について、実績評価等を踏まえ総合的に判断し、代表取締役が候補者を取締役会に提案し、決定しております。

ただし、監査役候補者については、代表取締役が監査役会に推薦し、監査役会の同意を受けた上で取締役会にて決定しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。

また、取締役・監査役の選任にあたっては、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会の決議事項は、法令・定款により取締役会の決議を要する事項、中・短期経営計画立案を含む事業運営に関する重要事項の審議、その他、取締役会規程及びその付議基準を定めた別表に規定された事項としております。経営陣に対する委任の範囲については、取締役会規程別表の他、執行役員規程など各種権限基準に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は複数の独立社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・強化を図っております。

定款の定めにより、取締役の定員は9名以内としており、現在は8名であります。このうち2名が独立社外取締役であり、取締役会の席上に限らず、客観的な立場に基づく意見を求め、情報交換・認識共有を図っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が各上場企業に対して義務付けている「独立役員」に関する判断基準を参考にして、経営者としての高い知見と経験を持った人材、コーポレートガバナンス強化に資する専門知識を持った人材を登用しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会は、社内の各事業に精通した取締役と監査役、他企業経営者や学識経験者等、豊富な経験及び見識を有する社外取締役と社外監査役で構成しております。出席者12名中4名が独立役員（社外取締役2名、社外監査役2名）であります。
また、代表取締役の諮問機関として、外部の有識者によるアドバイザリーボードを設置し、経営に対して高い見地から助言・提言を得ております。
このような当社独自の機関の助言・提言も加え、透明性が高く、社内・社外の視点でバランスがとれた構成の取締役会としております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
各取締役・監査役の兼任状況は、事業報告・株主総会参考書類・有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社では、取締役会で定めた方針に従い、長期経営計画を策定し、それを3年毎の中期経営計画に落とし込みます。中期経営計画を具現化するための短期経営計画を作り、その具体的行動目標に対する進捗結果は、役員会で評価分析し、取締役会に報告しております。取締役会ではその報告を基に議論をし、自己評価を行っております。
中期経営計画については、取締役会において分析・評価を行い、次期中期経営計画に反映しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】
当社は新任執行役員がより高いリーダーシップと経営に携わるために必要な能力を高めるため外部機関の研修を活用しているほか、年2回定期的な役員研修会を実施しております。
また、個々の役員が積極的に異業種交流など外部セミナー等を活用し、研鑽に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
株主・投資家との対話は、経営の重要事項のひとつとして認識しております。総務部が窓口となって、代表取締役、担当役員と対応方法を検討し、企業価値向上に向けた建設的な対話について、可能な限り対応していく方針であります。
具体的には、報道機関、アナリスト、機関投資家に対して決算説明会を実施しているほか、経営層と機関投資家の対話についても、継続的に実施しております。
当社Webサイトでの情報開示や総務部担当者レベルでの個別面談も適宜行っており、事業内容に関する理解を深めていただけるよう努めております。
また、株主構造を把握するため、株主判明調査についても実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富国生命保険相互会社	4,793,000	7.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,570,500	5.22
日本信号グループ社員持株会	3,136,593	4.58
日本信号取引先持株会	2,897,200	4.23
株式会社みずほ銀行	2,640,000	3.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,126,400	3.11
みずほ信託銀行株式会社	1,517,000	2.21
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,372,774	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,345,900	1.96
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,334,768	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

・富国生命保険相互会社は、上記のほかに当社の株式730千株を退職給付信託として信託設定しており、その議決権行使の指図権は同社が留保しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
米山 好映	他の会社の出身者								○			
松元 安子	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米山 好映	○	社外取締役米山好映氏は、富国生命保険相互会社代表取締役社長 社長執行役員を兼務しております。富国生命保険相互会社は、当社の株主である他、保険契約等の取引があります。	(社外取締役選任の理由) 米山好映氏は経営者としての豊富な経験を活かして当社経営に参画いただくことを期待して社外取締役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 上記aからkのうち、hにしか該当せず、取引額も軽微であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
松元 安子	○	社外取締役松元安子氏は東京芸術大学の非常勤講師であります。当社と松元安子氏との間に、特別の利害関係はございません。	(社外取締役選任の理由) 松元安子氏は法律の専門家としての高度な知識、経験に基づく経営に対する監督と助言を期待して選任しております。 (独立役員指定の理由) 上記aからkのうちのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判

		断し、独立役員に指定しております。
--	--	-------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査の計画・方針について事前に協議しているほか、定期的な会議を持ち、監査の状況について報告を求め、意見交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
網島 勉	他の会社の出身者										△			
佐藤 直子	弁護士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
網島 勉	○	社外監査役網島勉氏はみずほ信託銀行株式会社の出身者であります。同社と当社との間には、資金借入や証券代行業務（株主名簿管理人）等の取引があります。	（社外監査役選任の理由） 網島 勉氏は信託銀行の業務執行者としての長年の経験を活かした監査と助言を期待して選任しております。 （独立役員指定の理由） 上記aからmのうち、j,lにしか該当せず、現職で無いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
		社外監査役佐藤直子氏は西川シドリー	（社外監査役選任の理由） 佐藤直子氏は弁護士としての高度な専門知識、経験に基づく監査と助言を期待して選任してあります。

佐藤 直子	○	オースティン法律事務所・外国法共同事業の弁護士であります。当社と西川シンドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業は顧問契約を締結しております。	(独立役員指定の理由) 上記aからmのうちj)にしか該当せず、当社と事務所との間の契約金額が軽微であり、当社に関する法務業務を担当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

役員賞与は、業績との連動を強く意識して、取締役及び執行役員を併せ当期連結経常利益の最大2.5%を支給しております。また、社内で定める基準に従い支給対象者ごとに支給金額を決定しております。

また、株主価値(株価)との連動を意識し、取締役、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員は、月額報酬の中から毎月一定額を自社株式の購入資金に充て、継続的に自社株式の購入を推進しております。具体的な手法としては、インサイダーリスクを回避するため、役員持株会を通じて購入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社は、役員報酬を経営管理費としてとらえており、平成27年の定時株主総会で取締役の報酬限度額を月額30百万円とする決議を、平成6年の定時株主総会で監査役の報酬限度額を月額7百万円とする決議をそれぞれいただいております。

上記役員報酬限度額に従い、平成27年3月期に取締役10名に支給した報酬等の総額は345百万円(うち社外取締役9百万円)であります。なお、上記人数・金額には、平成26年の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)分を含み、かつ、平成27年3月期に支給した取締役7名に対する役員賞与127百万円(うち社外取締役1名2.5百万円)が含まれております。

同様に、平成27年3月期に監査役4名に支給した報酬等の総額は60百万円(うち社外監査役12百万円)であります。当社は社内、社外を問わず、監査役に対しては役員賞与を支給しておりません。なお、社外取締役については、平成28年3月期に関わる役員賞与から支給しないことといたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	更新	あり
----------------------	----	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・取締役の報酬並びに賞与は、株主総会の決議により定められた範囲内において取締役会が承認した方法により決定する。
- ・監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた範囲内において監査役の協議により決定する。
- ・報酬は、職務の内容、社員給与の最高額、会社収益状況、他社の支給水準等を勘案のうえ、職位毎に決定する。
- ・役員賞与は、業績との連動を強く意識し、取締役及び執行役員を合わせ当期連結経常利益の最大2.5%を支給する。具体的な金額は、当社が定める基準に従い、支給対象者ごとに決定する。社外取締役及び監査役には役員賞与を支給しない。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社内取締役同様に資料配布などを徹底しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社はコーポレート・ガバナンス体制として、監査役会設置会社を基本に制度設計し、十分な独立性を有する社外取締役及び社外監査役を選任しています。

会社重要事項の決定は、取締役会で定めた付議基準に従い、「稟議、取締役会決議」という2つの決裁手続きに分かれております。取締役会(取締役8名。うち1名は女性)は、原則として月に1回開催しており、重要事項の決定のほか、各執行役員から業務執行報告を行っております。なお、社外取締役は2名選任しております。

監査役は監査役会(監査役4名。うち1名は女性)を構成し、内部監査部門、会計監査人と連携した監査体制のもと、取締役会において必要に応じて意見を述べるほか、社外取締役とともに会社の意思決定に対する牽制機能を果たしております。さらに、常勤監査役は役員会にも出席し、定期的に管理部門・事業部門責任者と連絡会を開催して、具体的業務執行状況を監査しております。なお、社外監査役は2名選任しております。

当社では経営の意思決定の迅速化・効率化を図り、機動的な業務執行を可能とするため、執行役員制を導入しております。現在17名の執行役員(うち5名は取締役兼務。全員男性)が取締役会により選任されております。執行役員は、役員会を構成し、中・短期経営計画に基づく業務執行の審議・状況報告を行うとともに、権限委譲を受けた業務執行を遂行しております。中でも役付執行役員は、取締役会にも出席して必要に応じ意見を述べ、あるいは業務執行上重要な事項の報告を行っております。さらに、取締役会直轄で代表取締役を委員長とするリスク管理委員会(委員長及び委員長が指名する副委員長・委員により構成)を設置し、コンプライアンスも含めたあらゆるリスクに対する管理体制を強化しております。

また、代表取締役を2名体制として意思決定の迅速化を図ったほか、代表取締役の諮問機関として、高い専門知識を有する社外の人材で構成する「アドバイザーボード」を設置し、事業活動に関する助言を得ています。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準として次のように定めております。

『社外役員の独立性に関する基準』

1 当社は、現在又は過去において、以下のいずれにも該当しない社外役員を1名以上確保することを原則とする。

ア. 当社は当社の子会社若しくは兄弟会社の業務執行者

イ. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

ウ. 当社の主要な取引先又はその業務執行者

エ. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう)

オ. 当社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

カ. 当社又は当社の子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)

キ. 上記アからカまでに掲げる者又は当社若しくは子会社の業務執行者(重要でない者を除く)の近親者(配偶者又は二親等内の親族)

ク. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者

ケ. 当社が寄付を行っている先の業務執行者

2 東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定された社外役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するよう努めるものとし、独立性を有しないことになる場合は、事前に(やむを得ない場合は事後速やかに)当社に告知するものとする。

(注)1 兄弟会社とは、当社と同一の親会社を有する他の会社をいう。

2 業務執行者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び使用人等の業務を執行する者をいう。

3 主要な取引先とは、直前事業年度における取引額が当社又は取引先の連結売上高の2%を越える者をいう。

4 多額の金銭その他の財産とは、直前事業年度において、当社から役員報酬以外に1,000万円を超える報酬を受けている場合をいう。

5 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社におきましては、迅速な意思決定と機動的な業務執行を重視しつつ、業務執行の適法性と妥当性を確保する観点から、上記のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第132回定時株主総会(平成27年6月24日開催)招集通知につきましては、開催日より約3週間早く発送いたしました。 今後も招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方々にご出席いただけるよう、集中日の開催は避けるようにしております。
電磁的方法による議決権の行使	第132回定時株主総会(平成27年6月24日開催)から電磁的方法による議決権の行使制度を導入いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第132回定時株主総会(平成27年6月24日開催)から議決権電子行使プラットフォームに参加いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	第132回定時株主総会(平成27年6月24日開催)から狭義の招集通知及び参考書類を英訳し、ホームページ上で提供いたしました。
その他	当社ウェブサイト招集通知全文を掲載することにより議決権行使の円滑化を図り、また、株主総会では、事業・業績に関する映像素材を用いる等、ビジュアル化を図ることで、当社に対する理解を深めていただくよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算・中間決算説明会のほか、中期経営計画の策定時においては、経営計画の説明会を実施しています。また、決算発表の直前など特別な時期を除き、アナリストの方々等の個別訪問を随時お受けしています。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家の方々に役立てていただくため、過去10年分の有価証券報告書データや統合報告書などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部(広報・IR担当)が、窓口として投資家の方々への対応をしているほか、決算説明会の企画やホームページ更新などの業務を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	日本信号グループ理念や経営方針等で、社会に貢献し全てのステークホルダーにご満足いただける企業を目指していくことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	会社と社員が一体化して地域社会に貢献することを心がけており、創業を記念した社内募金による寄付やアマチュアのオーケストラ後援等、10年以上継続的に実施している施策があります。さらに、公共施設をはじめとする社会の日常の安全確保に協力することを目的として、当社グループの全役員・全社員が「普通救命技能」を取得しました。 環境保全への取組みは、社会・環境報告書を作成し、公表しております。ISO14001の認証を取得して推進を図っており、省エネ・省資源・リサイクル性などを重視した環境配慮型商品の開発や鉛フリーはんだの導入など、環境負荷低減活動に努めております。埼玉県における森林づくり活動にも参加し、従業員の環境意識向上のための啓蒙を行うと同時に環境保全に取り組んでおります。
	当社は、労働人口の減少という社会構造の変化、女性の活躍推進、ダイバーシティ促進という社会的な潮流を考慮し、当社の活力向上と成長に積極的につなげるべく経営戦略の一環として、以下の女性活躍方針を定めております。 (1) 新たな視点・発想による変革の推進、職場の活性化のために、人材戦略の一環として「女性の活躍推進」、「意思決定の場における女性の参画」を具現化すべく、マイルストーンを設定し積

その他

極めかつ計画的に推進する。

(2) 「ものづくり」という業種の特性はあるものの、特定の部門に限定することなくマネジメント層を含め女性の活躍の場を拡大していく。

(3) 当社における女性の就業実態(職位構成、年齢構成、勤続年数等)を勘案しつつ、現実的な短期対応策と中長期視点で将来を見据えた施策を両輪として実行していく。

(4) 経営、管理職、男性、女性、すべての社員に対して、女性の登用・活躍に関する意識改革と啓発活動を推進する。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、取締役会規程に定める業務執行の基本事項について会社の意思を決定するとともに、取締役並びに執行役員の職務の執行を監督する。
 - (2) 当社は複数の社外取締役に継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・強化を図る。
 - (3) 中・短期経営計画に基づく業務執行の審議・状況報告を行うための機関として「役員会」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。なお、役員会は、現場の状況を把握するため事業所で開催する。
 - (4) 各監査役は、内部監査部門及び会計監査人と連携した監査体制の下、取締役会において必要に応じて意見を述べるほか、社外取締役とともに会社の子会社に対する牽制機能を果たす。
 - (5) 常勤監査役は、定期的に管理部門及び事業部門責任者と連絡会を開催し、具体的業務執行状況を監査する。
 - (6) 法令等の遵守は「信用の礎」であることを認識し、社内の中全役員・従業員に対して「日本信号グループ理念」を基礎とした厳格な倫理教育を行う。
 - (7) 法令等遵守の主要な留意点をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全従業員に配布するとともに、定期的な教育・研修等を通じて知識の定着と意識の醸成を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 取締役の職務執行に係る記録を適正かつ確実に保存するため、滅失等のリスクを極力低減させた保管体制をとる。
 - (2) 取締役会議事録など取締役の職務の執行に係る重要書類については、使用履歴管理を行い、取扱者を限定することなどによってセキュリティを高めるほか、本店以外の事業所に副本を備置し、情報の保存に努める。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社グループが経営資源の毀損を最小化し、継続的な成長を維持するために、リスクを正しく認識し、分析・評価し、適切に管理することを目的に、リスク管理規程を制定する。
 - (2) 当社グループのリスク管理を統括する取締役会直轄組織として、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。
 - (3) リスク管理委員会はグループ会社並びに社内全部門に対し、定期的にリスク認識と分析・評価の実施を指示するとともに、中・長期的に顕在化する予見される重大リスクに対しては、主査を中心とする小委員会を組成し、計画的に対策を実行する。また、必要に応じて予算措置を講じる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 「経営の意思決定機能」と「業務執行機能」を分離することが、経営の意思決定の迅速化・効率化を図り、機動的な業務執行を可能にするとの判断から、執行役員制を導入する。執行役員は、役員会を構成し、自らの業務執行の報告、他の執行役員業務の進捗状況確認及び適正性チェックを行う。役付執行役員は、取締役会にも出席し、必要に応じて意見を述べ、あるいは業務執行上重要な事項の報告を行う。
 - (2) 代表取締役は、自らの諮問機関として、経営に関する高い専門知識を持った社外の人材で構成する「アドバイザリーボード」を設置し、客観的な視点で事業活動の分析やリスク管理に関する助言を求める。
 - (3) 各種権限規程や稟議手続等を整備し、各部門・使用人各自の役割と責任を明確にする。
ただし、全社的なテーマについては、積極的に委員会、プロジェクトチーム活動を展開し、部門を超えた横断的な検討を行い、経営が要求する課題に取り組む。
 - (4) 取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われるよう管理部門の企画機能を強化する。
5. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 企業価値向上を図り、国際・地域社会に貢献していくため、グループ共通の理念として、「日本信号グループ理念」を制定する。
 - (2) 当社は企業集団としての業務の適正性を確保しシナジーを発揮していくために、当社が主体となって当社グループの方向性を決定し、グループ全体の適正性をチェックする。
 - (3) 担当部門が窓口となり、日常的に各子会社の経営状況・業務執行内容の報告を受けるとともに、役員を派遣して正しく経営が行われていることをチェックする。
 - (4) 四半期に1回の頻度で子会社代表取締役を招集してグループ経営会議を開催し、当社グループ全体での経営、業績、リスク管理体制について報告を受け、必要な指導を行う。
 - (5) ダイバーシティの進展や働き方の多様化を意識し、通報者の不利益にならないことを確保した内部通報窓口（コンプライアンスホットライン）を社内外に設置し、利用者が選択して利用できるようにする。
 - (6) 内部通報の社外窓口には、経営から独立した外部の弁護士を配置し、子会社も利用可能にすることで、グループ全体における法令違反等の早期発見に努め、健全な職場環境を維持する。
6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、その職務を補助すべき従業員の任命・異動については、その主旨を十分配慮し、監査役の意見も踏まえてこれを行う。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人は、監査役は、取締役会の協力を得て、取締役会ほかの重要な会議への出席や資料の提供などを通じ業務の報告をするほか、適宜意見交換を行う。
 - (2) 取締役は、監査役に報告を行った者が、当該報告を理由として不利益な扱いを受けないことを確保する。
8. 監査役は、その職務執行について生ずる費用等の処理に係る方針
監査役は、その職務執行について生ずる費用等の処理については、担当部門が監査役からの請求内容を承認の上速やかに対応を行う。
9. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、法令に基づき会議体及び役員会、リスク管理委員会、グループ経営会議等の重要な会議体に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
 - (2) 監査役は、使用人の業務品質改善に係る発表会など、業務革新や企業価値を高める意識を醸成する会議にも出席し、監査の実効性を高める。
- なお、体制の整備・運用にあたっては監査役、会計監査人との情報の共有化など連携を強化するとともに、適宜、適切な助言を受けております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会的正義の実践の観点から反社会的勢力とは直接・間接を問わず一切関係を持ちません。反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、適宜、警察等の関連行政機関及び弁護士等の法律専門家とも連携し、断固として不当な要求を排除いたします。

なお、従来より当社倫理憲章に反社会的勢力を排除する旨を明記しており、日常の企業活動を行う上で全ての役員・従業員が実践しております。また、所轄の警察署や近隣企業との連携を強化するとともに、セミナー等に定期的に参加することで情報収集に努めております。

平成23年10月1日の東京都と沖縄県を最後に、47全都道府県においていわゆる暴力団排除条例が施行されたことを契機として、反社会的勢力との関係遮断の姿勢をより一層明確にすべく、当社と継続的な取引関係のある全取引先に対し、暴排条項を含む契約書の締結を推進する取り組みを実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しており、こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

これに対し当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、“より快適な人間社会の実現をめざし、「安全と信頼」の優れたテクノロジーを通じて、社会に貢献する”という当社の企業理念や、後述(2)イ)に示す当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉を十分に理解し、ステークホルダーであるお客様、株主の皆様、協力企業の皆様、地域社会の皆様、従業員との信頼関係を維持し、こうしたステークホルダーの方々の期待に応えていながら、中・長期的な視点に立って当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを基本方針としております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

ア) 当社グループの経営理念及び基本的な事業運営の考え方

当社は、“より快適な人間社会の実現をめざし、「安全と信頼」の優れたテクノロジーを通じて、社会に貢献する”を企業理念とし、昭和4年2月に営業を開始して以来、一貫して交通インフラの分野に携わり、平成21年2月には創業80周年を迎えました。

このように、公共性の高い事業分野において、永年に亘り社会に製品を提供し続けてきた企業として、当社は常に重い社会的責任と公共的使命を担っております。そのため、高い専門的技術と厳格な倫理教育を背景とした製品品質の管理、より安全・快適な交通インフラを支える新製品開発はもちろんのこと、人命にかかわる製品を製造していることに十分留意した長期的な視点に立脚した事業運営が不可欠であると考えます。

一方、鉄道信号・道路交通信号システムの専門メーカーとして蓄積したコア技術やノウハウを応用した新事業の創造に果敢に挑戦し、企業の持続的な成長に常に取り組みねばならないと考えております。特に、駅務自動化システムと駐車場管理システムは、現在の当社の業績を支える柱の一つになるまでに成長した新事業の好例であります。

現在では、「ビジョナリービジネスセンター(VBC)事業」として、微細加工技術により実現した共振ミラー「ECO SCAN」を取り扱うMEMS事業、遠隔・非接触による不明物検出ソリューションを提供するEMS事業等を成長・発展させる方向で取り組んでおります。

イ) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉について

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉は、

- a) 安全・快適な交通運輸インフラを永年に亘り支えてきた「技術・品質力」、
- b) 公共性の高い仕事に携わる者として強い誇りと使命感を持った「人材力」、
- c) 鉄道信号・道路交通信号システムで培ったコア技術・ノウハウを応用した新製品の「開発力」にあると考えます。

ウ) 経営計画に基づく具体的施策による企業価値・株主共同の利益の向上のための取り組み

当社は、今後も「安全と信頼」を社会に提供する企業として存続し、全てのステークホルダーの皆様への満足度をより向上させていかなければならないと考えております。その具体的な取り組みとして、前述のとおり長期経営計画「Vision-2020 3E」を策定し、現在遂行中であります。

本計画は、

- a) 品質向上・高付加価値製品の開発に継続的に取り組むことによって国内既存事業により得られた利益を、成長事業領域である海外市場並びに新規事業に投資し、事業拡大サイクルを構築する「事業成長」
- b) 環境変化に迅速に対応できる事業体制の構築、厳格な企業理念の自立化、意思決定の迅速化、管理精度の向上などを構造改革により実現する「品質第一」

を主な柱として、企業価値の高いサステナブル(持続可能)成長企業となることを最終目標としております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成25年6月25日開催の当社第130回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。))の導入(更新)を決議いたしました。本プランは、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる又は20%以上とすることを目的とする、当社が発行者である株券等の買付行為もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案(当社取締役会が友好的と認めるものを除き、市場内外取引、公開買付け等の買付方法の如何を問いません。本プランにおいて「買付等」とい、当該買付等を行う者を「買付者」といいます。))を適用対象とし、買付者に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています。なお、買付者には、本プランに係る手続を遵守いただき、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は当該買付者及び買付者の特定株主グループ(以下「買付者等」といいます。))による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))をその時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランにおいては、原則として、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い勧告される、当社経営陣から独立した企業経営等に関する専門的知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。当初の独立委員会は、独立性の高い社外監査役及び社外の有識者の3名により構成されています。

(当社ウェブサイト <http://www.signal.co.jp/ir/>)

また、本プランは、前記(3)記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、前記(1)の基本方針に沿うものです。さらに、本プランは、経済産業省及び法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(平成17年5月27日公表)の定める三原則を完全に充足し、また、経済産業省企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(平成20年6月30日公表)の提言内容にも合致しており、その内容においても当社取締役会の判断の客観性・合理性が確保されるように設計されています。したがって、当該取り組みは、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

